

○内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、
法務省、外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
環境省、防衛省、令第一号

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）及び特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）を実施するため、東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

法務大臣 上川 陽子

外務大臣 茂木 敏充

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

防衛大臣 岸 信夫

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則（平成二十四年内閣府・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三貸方科目の項中「内閣府」を「内閣府
デジタル庁」に改める。

附 則

この命令は、令和三年九月一日から施行する。